

独立行政法人 水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 件名 | 令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事 |
| 2 施行場所 | 岐阜県加茂郡川辺町石神地内 |
| 3 工期 | 契約締結の翌日から令和8年12月10日まで |
| 4 内容等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 参加要件 | 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①岐阜県又は愛知県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における建設工事有資格者名簿のうち工種区分の「土木一式工事」の認定を受けていること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1)様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令和8年9月30日 12:00 まで |
| 4)提出先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5)質問書 | 令和8年9月24日 12:00 まで
※質問の回答については、令和8年9月28日までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月30日16:00までとします。 |
| 7)その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 その他 | |
| 1)契約金額は、 | 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 |
| 2)受注代金の支払いについては、 | 履行確認後の一括支払となります。 |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、 | 「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 |

令和 8 年度木曾川右岸施設 P C 管試掘工事

特記仕様書

令和 8 年 9 月

独立行政法人水資源機構

木曾川中下流用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「土木工事共通仕様書（令和6年4月）」（以下「共通仕様書」という。）及び「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」に優先して、令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事場所

2-1 工事場所

岐阜県加茂郡川辺町石神地内

2-2 工事概要

本工事は、木曽川右岸施設における埋設P C管の外観状況を確認するため試掘工事を行うものである。

試掘調査工（川辺第二支線水路φ600）漏水補修工含む：1式

2-3 工事数量

本工事の数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第3節 工期等

3-1 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年12月10日までとする。なお、休日等には、日曜日及び祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30日間
後片付け期間（後片付け、契約変更手続き期間等）	30日間
雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数 実働日数×係数）	0.89

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下のとおりである。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：37日間

過去5カ年（2021年4月～2026年3月）の環境省（美濃加茂地点）のデータより算出

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：10日間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

ハ) 雨休率は「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しない

ニ) 後片付け期間を残して現場施工（仮設物の撤去等を除く）が概ね完了するよう努める。

ホ) 契約更新手続き期間等を残して業務が概ね完了するように努める。

2. 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（発注者積

算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるをえなかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3-2 週休2日制適用工事

受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

なお、週休2日は、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。

第4節 新技術の活用

1. 受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、指定若しくは提案された技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の技術の活用について検討し、活用可能な新技術等がある場合は、提案を行うことができる。
2. 当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、発注者と受注者とが協議の上で、設計変更を行うものとする。
3. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督員の許可なく公表してはならない。

第5節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第6節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - ①依頼日・時間及び期限に関する事項
 - ②会議・打合せに関する事項
 - ③業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、共通仕様書1-1-1-4施工計画書に記載するものとする。

3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第7節 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年9月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
2. 「工事関係電子書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
3. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第8節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
2. 受注者は本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。なお、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 Rev5.8
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第9節 調査資料等

受注者は、本工事の施工計画及び実施工程表を作成するため、次の調査資料を閲覧することができる。ただし、調査資料は「設計図書」ではない。

1. 一期工事の図面資料
2. その他、監督員が必要と認める資料

第10節 工事用地等の使用

1. 本工事の工事用地は原則として川辺町道用地内であり、特記仕様書第1章第9節に示す調査資料等の工事用地関係資料で確認することができる。
2. 工事施工上必要となる用地がある場合には、受注者の負担において適切に確保するものとする。

第11節 他業務との協力

1. 今回工事箇所の既設PC管について、別途機構にて劣化状況の調査（ストックマネジメント調査）を行うことから、受注者はその間（約2時間程度／箇所）作業を中止しなければならない。

第12節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第13節 建設副産物等

13-1 一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」も遵守するものとする。

13-2 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

13-3 建設発生土の搬出

1. 受注者は、本工事において発生する建設発生土を、受入地の条件に従って運搬するものとする。ただし次に示す受入地に関しては積算上の条件明示であり、搬出先を指定する

ものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件等の受注者の責によるものでない事項については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができる。

また、本工事において発生する建設発生土の受入地について、他事業との調整に基づき発注者より搬出先を指示する場合がある。その場合、設計変更の対象とする。

(1) 受入場所：岐阜県美濃加茂市下米田町山本地内

受入時間帯：9時00分～17時00分

受入日：雨天時、土日曜日受入不可

片道運搬距離：施工箇所（試掘調査工 川辺第二支線）から約4.8km

受入可能土量：500m³

受入費用：1,600円/m³（税抜き）

その他条件：岐阜県埋立等規制に関する条例に適合するもの

13-4 建設副産物

1. 建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物（建設発生土を除く）は、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができる。

建設副産物	搬出先区分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	片道運搬距離	受入費用（税抜き）
アスファルト塊	再資源化施設	七宗町川並 39-19	土曜・日曜・祝日 を除く 8:30～16:30	40×40×40cm 以下	試掘調査工 約12.6km	2,500円/t

13-5 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

13-6 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

13-7 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

13－8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

13－9 建設発生土の運搬を行うものに対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

13－10 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載した事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第14節 設計変更等

設計変更等については、共通仕様書1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構令和8年3月）に準拠するものとする。

第15節 数量の算出

15－1 数量の算出

数量の算出には国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ掲載の土木工事数量算出要領（案）を使用する。

15－2 変更数量の報告

受注者は、本工事の設計変更に必要な数量等については、とりまとめて監督員へ報告しなければならない。

第16節 主任技術者等

16－1 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者、監理技術者は、次の①又は②に掲げる者でなければならない。
また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であることとする。
- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。
 - ② 技術士法（昭和58年法律第25号）による本試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学（旧 農業土木）」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門又は上下水道部門に係るもの、「農業農村工学（旧 農業土木）」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
2. 以下に該当する場合で監督員と協議のうえ認められたもの以外は、原則、主任技術者及び監理技術者を変更することはできないものとする。
- 1) 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
 - 2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
 - 3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - 4) 工事工程上、当該技術者の交代が合理的な場合
 - 5) 上記1) から4) において途中交代を認める際の現場対応
 - ① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とする。
 - ② 交代前後における当該技術者の技術力が同等以上に確保されること。
 - ③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する。
- また、発注者から説明を求められた場合は当該技術者及びその他技術者の職務分担、本支店等の支援体制に関する情報を説明しなければならない。

16-2 主任技術者等の専任期間

主任技術者等の専任が義務づけられている工事における主任技術者等の専任期間は、原則として本工事の工期中とするが、次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 契約書第20条による工事全面一時中止期間、又は設計図書に定める工事休止期間。
- ③ 工場製作を含む工事あつて、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 工事完成検査に合格後の期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない）

16-3 現場代理人の他の工事との兼任

現場代理人については、以下の①から④を全て満たす他の工事において、発注者が認めた場合には、兼任することが出来るものとする。

- ① 他の工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされな

い工事規模であること)

- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- ③ 兼任できる他の工事（他機関が発注する工事も含む）は1件までとし、現場間の距離が20km以内であること
- ④ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かえる体制が整備されていること

第17節 施工管理

17－1 管理基準

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。
2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

第18節 工事中の安全確保

18－1 工事における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

18－2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和8年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。
 - Ⅰ. 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
 - Ⅱ. 転落・墜落による人身事故防止
 - Ⅲ. 架空線、埋設管等の損傷事故防止
2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする。
3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

18－3 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

18-4 道路工事保安施設

工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）」に基づき適切な交通整理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

18-5 交通誘導員

工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督員と協議するものとする。

配置場所	配置人数	期間	現場条件	備考
試掘調査工	1人	施工期間：3日	昼間勤務 (8:00～17:00)	一般交通整理 (交通誘導員B)

第19節 交通整理員・誘導員の資格

交通整理・誘導員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

第20節 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は、本工事施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含めて提出するものとする。

第21節 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、監督員との協議により快適トイレを設置する場合、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(17)については、推奨する仕様、付属品であり、必須とはしない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能

- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレ設置に際しての配慮事項

快適トイレの設置に際しては、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

- (1) 原則
女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする
- (2) 全般
快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く
- (3) 設置位置
男性トイレと女性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する
- (4) 動線の配慮
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする
- (5) ドアの向き
トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
- (6) 照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
- (7) 室温
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
- (8) 性別の徹底
混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する

3. 快適トイレに要する費用

- (1) 快適トイレに要する費用については、設計変更の対象とする。
- (2) 受注者は、快適トイレの設置に先立ち「1. 快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類及び見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。
- (3) 快適トイレの費用（【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)）については、従来品相当（10,000円／基・月）を

差し引いた後、57,000円／基・月を上限として設計変更の対象とする。

(4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、入り口別に57,000円／基・月を上限とし計上を可能とする。

(5) 設計変更数量は、現場毎に必要な応じて必要性を協議の上、決定するものとし、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。

4. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第22節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は次のとおりである。

(1) 真夏日の定義

以下の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

ただし、不稼働日（休日（土日、祝日、年末年始及び夏季休暇）、天候等による作業不能日等を考慮した作業不能日）は、真夏日に含めないものとする。

なお、施工現場から最寄りの観測所での観測値を基本とするが、観測条件等を考慮し受発注者間の協議により観測所を決定することができるものとする。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25以上の場合

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合

③夜間工事については、作業時間帯の暑さ指数（WBGT）が最高25以上の場合又は最高気温が30度（℃）以上の場合

(2) 基準日及び対象期間

基準日は、工事着手日を基本とする。

対象期間は、基準日から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含めないものとする。

ただし、工事完成日が夏季となる場合については、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間の協議で工事完成日を定めるものとする。

(3) 真夏日率の算出

真夏日率の算出は以下のとおりとする。真夏日率（％）＝ 対象期間中の真夏日日数（日） ÷ 対象期間（日）

(4) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出するものとし、現場管理費に加算する。

なお、補正は契約変更において行うものとする。

真夏日補正値（％）＝真夏日率（％） × 真夏日補正係数※1

※1：真夏日補正係数 1.2

第23節 交通安全管理

23-1 交通に対する規制

1. 受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意

し、必要な対策を実施するものとする。

2. 受注者は工事に使用する車両のうち、建設副産物の場外搬出を行う車両について、工事名、発注者名、受注者名等を明示した車両とするものとする。

23-2 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第24節 施工時期及び施工時間の変更

24-1 作業時間の規制

1. 受注者は、夜間及び早朝（午後6時～午前8時）に作業を行ってはならない。
2. やむを得ず夜間及び早朝に作業を行う場合は、監督員と協議し、その指示に従うとともに周辺住民の了解を得るよう努めるものとする。

24-2 関係機関との協議

1. 本工事の施工区間については、現在川辺町と道路法に基づき、以下の内容を協議中であるが、令和8年10月下旬頃に協議等が成立する見込みであるため、監督員から工事着手可能となった旨の指示があるまで、この区間に着手してはならない。

協議内容等	許可日等予定日	備考
道路法占用許可	令和8年10月下旬頃	

第25節 火災保険等

受注者は、共通仕様書1-1-1-41に示す保険の他、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）に生じる損害を補填する保険（土木工事保険など）に付さなければならない。

第26節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第27節 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書（概要書）を作成し、施工箇所の近隣住民等から説明を求められた場合は、工事の安全確保の支障のない範囲において、本工事の工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第28節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。

第2章 土木工事共通

第1節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	立会する工事内容	備 考
土工	掘削	掘削、地山状況の確認 埋設管の露出状況 漏水の有無	
無指定仮設工	土留工	安全措置状況の確認 施工状況	

第2節 段階確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工段階において、監督員の段階確認を受けなければならない。

段階確認の実施日及び実施箇所は、監督員が定めるものとする。

種 別	細 別	確認時期	確認項目
無指定仮設工	土留工	設置完了時	設置状況
漏水補修工	コンクリート打設	コンクリート打設前 補修範囲の確認	型枠の状況

第3節 成果品の納品等

3-1 納品等の方法

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領令和8年2月：国土交通省）」（以下「要領」という。）（URL：http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R又はDVD-R）で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和8年2月：国土交通省）」（http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/）に基づき行うものとし、工事着手前に「事前協議チェックシート（土木工事用）」を用いて監督員と協議するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

3-2 電子納品の方法

1. 電子納品に対応するための措置については、「工事完成図書の電子納品要領(令和8年2月：国土交通省)」(URL:http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)によるものとし、特に定めがない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
2. 電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和8年2月：国土交通省)」(http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/)に基づき行うものとし、工事着手前に「事前協議チェックシート(土木工事用)」を用いて監督員と協議するものとする。

3-3 工事完成図書の提出

1. 工事完成図書は次のとおり提出するものとする。
 - (1) 電子媒体(CD-R又はDVD-R) 一式(2部)
2. 受注者は、工事完成図書の電子媒体の提出に当たっては、「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で格納して提出するものとする。

なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しており、記入内容については監督員が別途指示するものとする。

第4節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第5節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

第3章 材料

第1節 適用

1-1 一般事項

1. 受注者は、工事に使用した次表の材料について、品質を証明する、試験成績表、性能試験結果等の品質規格証明書を監督員へ提出しなければならない。

資材名	資料等の名称	備考
生コンクリート	試験成績表、出荷証明書等	

1-2 再生資材の利用

1. 使用する材料のうち、次表の資材については再生材料を使用するものとする。ただし、受注者は、再生資材製造工場の都合等により次表の再生資材の使用が困難な場合は、監督員と協議するものとし、監督員が新材の使用を指示した場合は設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生アスファルト混合物	密粒度13	舗装（表層）	

2. 受注者は、再生資材を使用する場合、次の項目により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

- （1）上表の再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。
- （2）再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は、品質は、「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- （3）再生骨材は、木くず、紙、プラスチック、れんが等混合物を有害量含んではない。

1-3 アスファルト混合物

1. 受注者は、アスファルト混合物事前審査制度の認定書の写しを、事前に監督員に提出することによって、材料の資料及び試験結果、品質証明の提出に代えることができるものとする。

第4章 土工

第1節 床掘

1. 掘削位置及び範囲等については、現地にて監督員が指示する。
2. 掘削は、埋設管（羽生用水路、川辺第二支線及び上下水道管）へ影響を与えないよう、慎重に行わなければならない。
3. 掘削土は、基礎・埋戻しに流用するものとする。なお、仮置き場所は、蜂屋調整池の残土置き場とする。
片道運搬距離：試掘調査工（川辺第二支線）から7.1km
4. 掘削が完了し、埋設管が露出した時点で監督員による管の状態確認及びストックマネジメント調査を行う予定である。

第2節 残土処理

1. 特記仕様書第1章第16節16-3に示す搬出先において、残土処理を行うものとする。
2. 残土は受け入れ地において平坦に敷き均すものとする。

第3節 基礎工及び埋戻しの材料

1. 基礎工及び埋戻し工に使用する材料は流用土であるが、地下水位の状況等により基礎材料を変更する必要があると判断した場合は、別途監督員が指示する。この場合、速やかに監督員と協議を行うものとし、設計変更協議の対象とする。
2. 受注者は、基礎の強度確認及び湧水による影響、軟弱地盤などに対しての対策工が必要となった場合は、速やかに監督員と協議を行うものとし、設計変更協議の対象とする。

第4節 管劣化部補修

1. 管の状態確認により、管の劣化（漏水等）が確認された場合には、次に示す補修を行うものとする。ただし、現場条件により止水工を行わない場合がある。この場合は監督員が指示するものとするが、受注者は止水工を行うか否かに関係なく、止水工に必要な技術員を現場等に待機させておかなければならない。
2. 管の劣化部に対する補修内容としては以下のとおり。
（劣化内容）：管継手部の劣化（漏水）
（止水工）：止水セメントによる止水処理
（補修方法）：生コンクリート（早強ポルトランドセメント）による巻立て補修
3. 生コンクリート（早強ポルトランドセメント）による巻き立て補修は、劣化が確認された管全周を対象とする。また、生コンクリート（早強ポルトランドセメント）に対して必要な強度は定めないが、埋め戻しを行う前には土圧に耐えうる強度を有していることを確認するものとする。なお、巻き立て範囲については監督員が指示するものとする。なお、それらに伴う仮設工や安全費も設計変更の対象とする。
4. 巻き立てに際しては、管劣化部全周に生コンクリート（早強ポルトランドセメント）が行き渡るよう、十分締め固めを行うものとする。特に管底部は重点的に行うものとする。

第5章 機能回復工

第1節 道路舗装版撤去復旧工

1. 作業に必要な範囲で、既設舗装版の撤去及び復旧を行うものとする。
2. 撤去に際しては、必要に応じて舗装版を切断するものとする。
3. 復旧は、原則として既設道路部の舗装構成と同じ構成で復旧するものとするが、復旧方法等については道路管理者に聞き取りを行うものとする。なお、聞き取りの結果、変更が生じた場合は設計変更協議の対象とする。
4. 舗装版の復旧については、埋戻し完了後に仮舗装を行い、道路管理者との協議に基づく養生期間を確保後、本舗装を行う場合がある。その対応については、監督員が指示することがある。この場合は設計変更協議の対象とする。
5. 撤去により発生する建設副産物（A s 殻）については、特記仕様書第1章13節13-4 1. に示す内容のとおり適切に処理するものとする。

第2節 路盤復旧

1. 作業に必要な範囲で、既設道路路盤の復旧を行うものとする。なお、撤去は土工で行うものとし、本項では復旧のみ示す。
2. 復旧は、原則として既設道路部の舗装構成と同じ構成で復旧するものとし、路盤厚 $t=100\text{mm}$ 、粒度調整碎石M-30とする。

第6章 工事用仮設

第1節 無指定仮設工

1-1 土留工

1. 土工は、設計図に示すとおり軽量鋼矢板土留構造を想定している。
2. 軽量鋼矢板土留の根入れ長は、20cm程度とするが、現地の土質状況等に応じて根入れ長を深くするなどよく考慮し施工すること。
3. 受注者は、現場条件により施工が困難な場合は、その対応について監督員と協議を行うものとする。
4. 受注者は、土留工の施工に当たり、周辺構造物等に影響が生じないよう慎重に施工するものとする。
5. 受注者は、土留工の引き抜きに際し、施工した土留材の状況から周辺構造物等に影響が生じることが判明した場合は、監督員と協議するものとする。
6. 受注者は、施工中に地下水等による異常な湧水及び湧水による法面の土砂流出等が生じた場合は、施工を中止し応急措置を実施するものとし、復旧方法等について監督員と協議するものとする。

1-2 水替工

1. 当該区間における既設管の排水作業は、施設管理者である木曽川右岸用水土地改良区連合が行う計画である。ただし、排泥工で排水出来ない区間については、受注者が排水を行うものとする。
2. 施工時における地下水や管からの湧水については、水中ポンプを用いて水替えを行うものとする。湧水量を40m³/h以上120m³/h未満と想定している。
3. 水替えの排水先は、隣接する側溝とする。

1-3 仮廻し水路工

1. 本工事期間中の農業用水の通水確保については、他の配管網を利用し確保する計画である。なお、関係機関との協議の結果、仮廻し水路が必要となった場合は設計変更の対象とする。

— 以 上 —

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事

独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

工事数量総括表

工事名	令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
試掘調査工 川辺第二支線φ600		式		1		
土工		式		1		
掘削運搬仮置	BH0.28m3 運搬距離L=7.1km	式		1		(約10m3)
掘削運搬仮置	人力施工 運搬距離L=7.1km	式		1		(約8m3)
捨土運搬	運搬距離L=4.4km	式		1		(約2m3)
残土処分費		m3		1.5		
埋戻し	機械施工 運搬距離L=7.1km	m3		10		
埋戻し 漏水補修あり	人力施工 運搬距離L=7.1km	m3		6		
機能回復工		式		1		
アスファルト舗装版切断	t=4cm	m		5		

工事数量総括表

工事名	令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
アスファルト舗装版取壊し運搬	t=4cm L=12.5km	m2		17		
アスファルト殻処分費		t		1.6		
路盤工	t=10cm 粒調碎石M-30	m2		17		
アスファルト舗装工	t=4cm 再生密粒度13	m2		17		
漏水補修工		式		1		
型枠		式		1		(約5.4m2)
コンクリート打設	早強 21-8-25	m3		1.5		
無指定仮設工		式		1		
軽量鋼矢板たて込み、引抜き (両側分)	掘削深2.0m以下	式		1		(約6m)
軽量鋼矢板賃料	3型 L=2.5m	式		1		(約12m 9日)
アルミ腹起材設置撤去	1段 掘削深2.0m以下	式		1		(約12m)

工事数量総括表

工事名	令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
アルミ腹起材賃料	W80×H130×L3000	式		1		(約12m 9日)
アルミ水圧サポート設置撤去	1段 掘削深2.0m以下	式		1		(約6.8m)
アルミ水圧サポート賃料	調整長1100～1800mm 60日	式		1		(約4本 9日)
手動式水圧ポンプ賃料	タンク容量15～19L	式		1		(約1台 9日)
排水ポンプ設置撤去		式		1		(約1箇所)
排水ポンプ運転	作業時排水 0以上40 (m3/h) 未満	式		1		(約2日)
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
軽量鋼矢板運搬 基地～試掘②～基地	H=2.5m L=10.1km	式		1		(約1.42t)

工事数量総括表

工事名	令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
アルミ腹起材運搬 基地～試掘②～基地	1段分 L=10.1km	式		1		(約0.13t)
安全費		式		1		
交通誘導警備員		人日		3		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

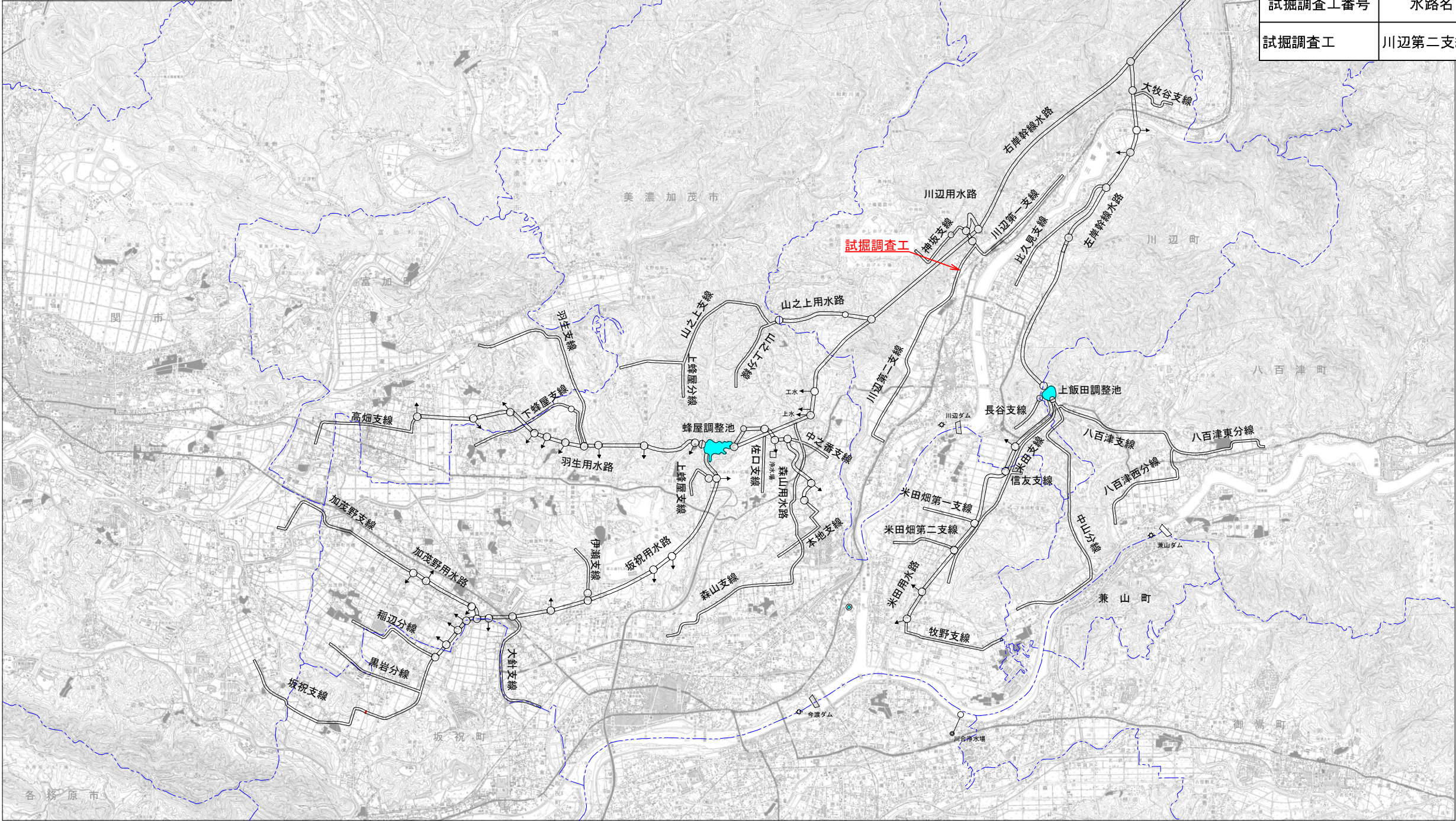
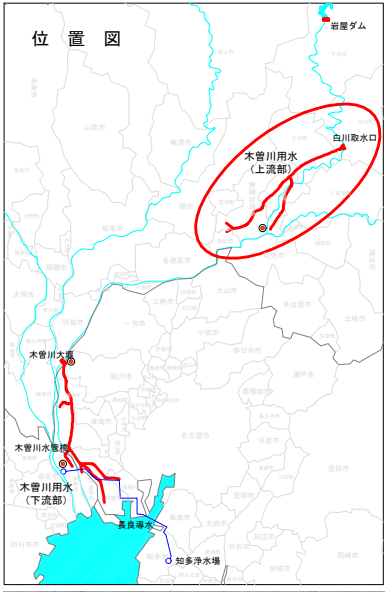
工事名	令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
工事費計		式		1			

令和 8 年度木曾川右岸施設 P C 管試掘工事

設 計 図

令和 8 年 9 月

独立行政法人水資源機構
木曾川中下流用水総合管理所



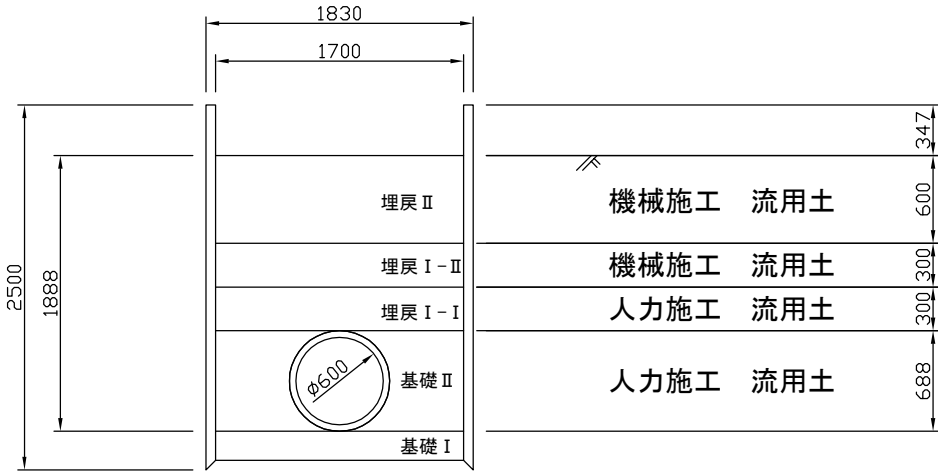
試掘調査工番号	水路名	口径	ユニット番号
試掘調査工	川辺第二支線	φ600	10-②

工 事 名 令和8年度木曾川右岸施設P C管試掘工事			
名 称		位 置 図	
登録番号	K14-230-3231	整理番号	US26-3-5314
独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所			

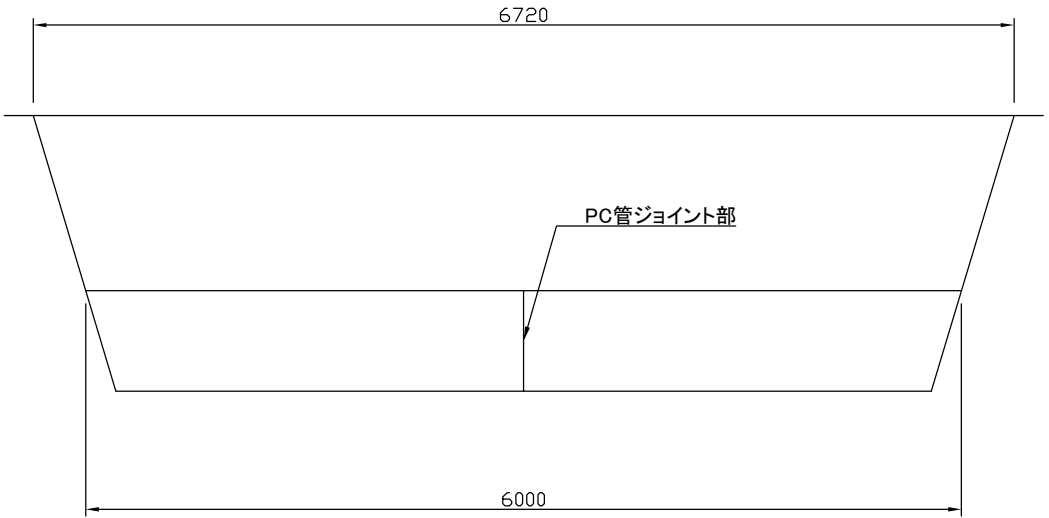
土工標準断面図

試掘調査工

断面図



縦断面図



名称	断面積
掘削	2.84m ²
埋戻Ⅱ	1.02m ²
埋戻Ⅰ-Ⅱ	0.51m ²
埋戻Ⅰ-Ⅰ	0.51m ²
基礎Ⅱ	1.17-0.37=0.80m ²
基礎Ⅰ	0.34m ²

〈注意事項〉

1. 適用
この図面は、令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘事の土工標準断面図に適用する。
2. 単位
構造寸法は、特に示さな限りmm単位で示す。

工事名 令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事			
名 称		土工標準断面図	
登録番号	K14-230-3232	整理番号	US26-3-5315
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所			

既設 P C 管補修工構造図

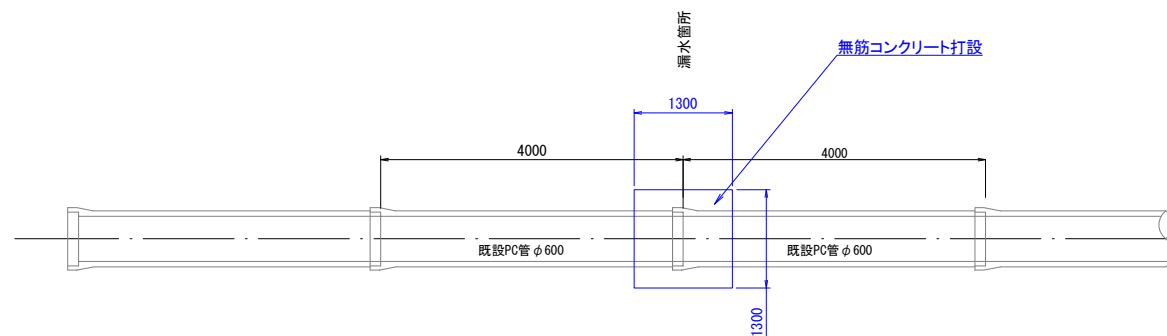
〈注意事項〉

- 適用
この図面は、令和8年度木曽川右岸施設PC管
試掘工事の既設PC管補修工構造図に適用する。
- 単位
構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。
- コンクリートの種類
1)設計基準強度
無筋コンクリート 21N/mm2
2)最大骨材寸法
Gmax 20mm or 25mm
3)スランプ
設計値 8cm

φ 6 0 0

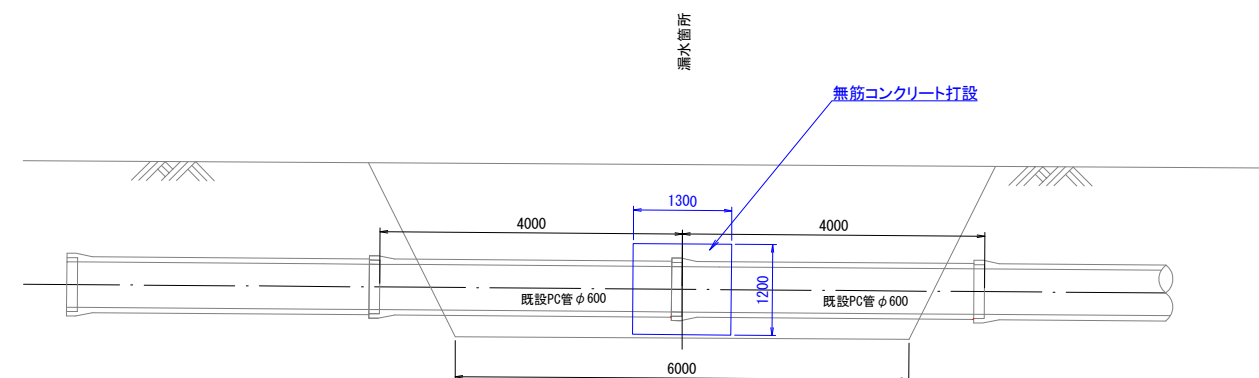
S=1:50

平面図



	水路名	口径	ユニット番号	コンクリート打設 (21-8-25) (m3)	型枠 (m2)	備考
試掘調査工	川辺第二支線	φ600	10-②	1.5	5.4	聴音調査で漏水あり

側面図



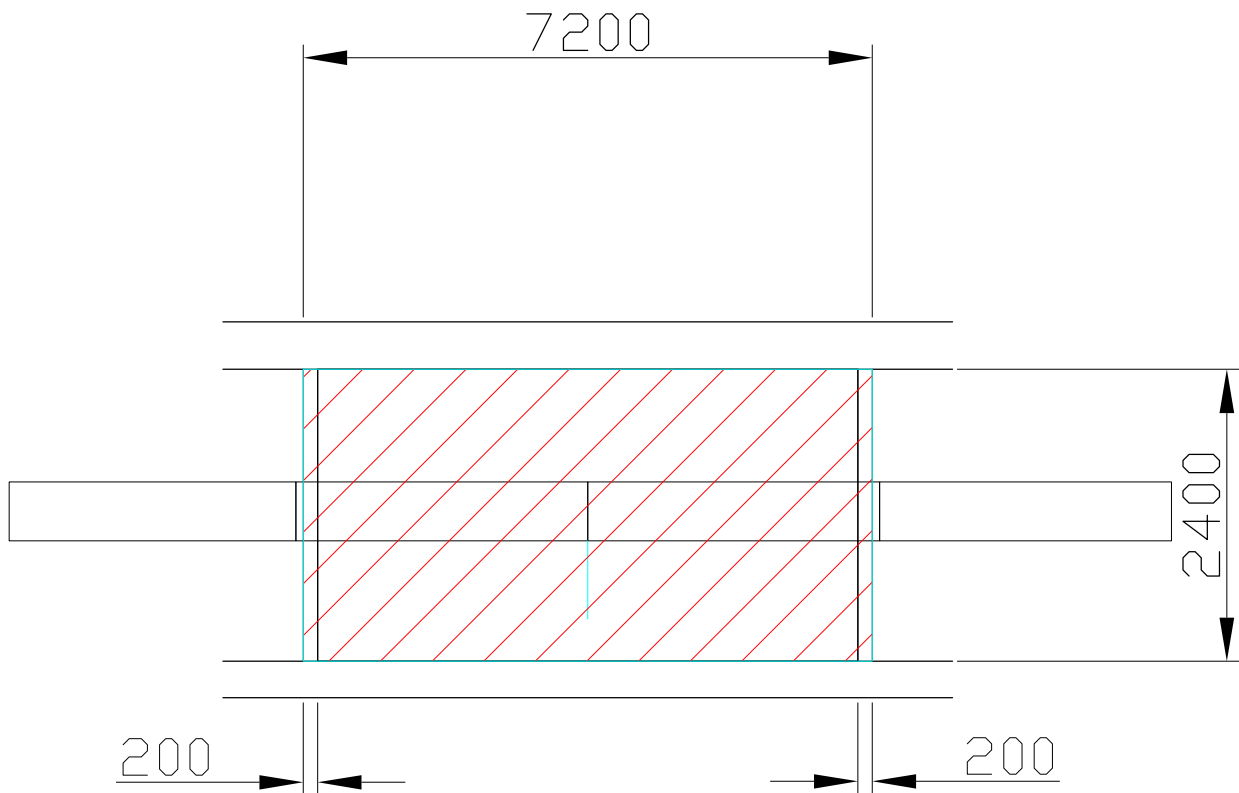
工事名	令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事		
名 称	既設 P C 管補修工構造図		
登録番号	K14-230-3233	整理番号	US26-3-5316
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所			

機能回復工

〈注意事項〉

1. 適用
この図面は、令和8年度木曽川右岸施設PC管
試掘工事の機能回復工に適用する。
2. 単位
構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。

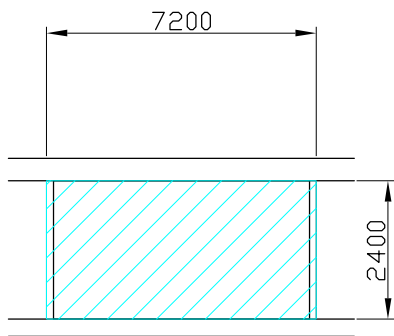
舗装版撤去平面図



水の流れ

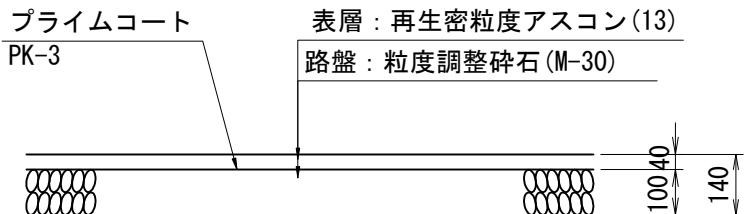
	水路名	口径	ユニット番号	アスファルト舗装 版切断(t=4cm) (m)	アスファルト舗装 版取壊(t=4cm) (m2)	アスファルト殻 (t)	路盤工(t=10cm) (m2)	アスファルト舗装 工(t=4cm) (m2)
試掘調査工	川辺第二支線	φ 600	10-②	5	17	1.6	17	17

舗装版復旧平面図



舗装版撤去復旧平面図

本舗装 t=40(140)



工事名 令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事	
名 称 機能回復工	
登録番号 K14-260-3234	整理番号 UG26-3-5317
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所	

見 積 参 考 資 料

工 事 名 令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の見積書提出期限までとする。

独立行政法人 水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

見積参考資料（積算条件）

工事名	令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事（当初）		主たる工種	道路維持工事
間 接 費 名 称	積 算 条 件			
	補 正 項 目	条 件		
共通仮設費（率計上）	施工地域補正 除雪工事補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合） 補正無し		
現場環境改善費（率計上）	市街地補正	市街地以外		
現場管理費	施工地域補正 施工時期補正 熱中症補正 緊急工事補正 砂防・地滑り補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合） 補正しない 補正しない 補正しない 補正しない		
一般管理費等	財団法人等による補正 前払金割合による補正 契約保証に係る補正	補正しない 35%を超えるもの・補正しない 発注者が金銭的保証を必要とする場合		
その他	I C T施工補正 週休2日の補正	補正しない 週休2日（閉所）4週8休以上（月単位）		

見積参考資料

[illegible]

見積参考資料

工事名	令和 8 年度木曽川右岸施設 P C 管試掘工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名称	単位	数量		
捨土運搬	運搬距離L=4. 4km	式				積込 (ルーズ) 土質=土砂; 作業内容=平均施工幅1m以上2m未満; 土砂等運搬 土砂等発生現場=標準; 積込機種・規格=バックホウ山積0. 45m3 (平積0. 35m3); 土質=土砂(岩塊・玉石混り土含む); DID区間の有無=無し; 運搬距離(km) (DID区間無)=6. 0km以下;	m 3	1		
				1				m 3	1	
残土処分費		m3		1. 5		< 1 m3当り > 残土処分費	m 3	1		
埋戻し	機械施工 運搬距離L=7. 1km	m3				積込 (ルーズ) 土質=土砂; 作業内容=平均施工幅1m以上2m未満; 土砂等運搬 土砂等発生現場=標準; 積込機種・規格=バックホウ山積0. 45m3 (平積0. 35m3); 土質=土砂(岩塊・玉石混り土含む); DID区間の有無=無し; 運搬距離(km) (DID区間無)=7. 5km以下; 埋戻し 施工方法=最大埋戻幅1m以上4m未満;	m 3	11. 1		
				10				m 3	11. 1	
埋戻し 漏水補修あり	人力施工 運搬距離L=7. 1km	m3				< 6. 2 m3当り > 積込 (ルーズ) 土質=土砂; 作業内容=平均施工幅1m以上2m未満; 土砂等運搬 土砂等発生現場=標準; 積込機種・規格=バックホウ山積0. 45m3 (平積0. 35m3); 土質=土砂(岩塊・玉石混り土含む); DID区間の有無=無し; 運搬距離(km) (DID区間無)=7. 5km以下; 埋戻し 施工方法=上記以外(小規模); 土質=土砂; 費用の内訳=全ての費用; 砂 埋め戻し用	m 3	6. 6		
				6				m 3	6. 6	
							m 3	6. 2		
							m 3	0. 4		

見積参考資料

工事名	令和 8 年度木曽川右岸施設 P C 管試掘工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名称	単位	数量		
機能回復工		式		1						
アスファルト舗装版切断	t=4cm	m		5		< 1 m 当り > 舗装版切断 舗装版種別=アスファルト舗装版；アスファルト舗装版厚=15cm以下；費用の内訳=全ての費用；	m		1	
アスファルト舗装版取壊し運搬	t=4cm L=12.5km	m2		17		< 10 m2 当り > 舗装版破碎 舗装版種別=アスファルト舗装版；障害等の有無=無し；騒音振動対策=必要；舗装版厚=15cm以下；積込作業の有無=有り；費用の内訳=全ての費用； 殻運搬 殻発生作業=舗装版破碎；積込工法区分=機械積込（騒音対策不要、厚15cm超）又（騒音対策必要）；DID区間の有無=無し；運搬距離(km) (DID区間無)=13.5km以下；費用の内訳=全ての費用；	m 2 m 3	10 0.4		
アスファルト殻処分費		t		1.6		< 1 t 当り > アスファルト殻処分費 七宗町川並39-19 飛騨川碎石	t		1	
路盤工	t=10cm 粒調碎石M-30	m2		17		< 1 m2 当り > 上層路盤（車道・路肩部） 材料=粒度調整碎石 M-30；全仕上り厚(実数入力)=100 mm；施工区分=1層施工；費用の内訳=全ての費用；	m 2		1	
アスファルト舗装工	t=4cm 再生密粒度13	m2		17		< 1 m2 当り > 表層（車道・路肩部） 平均幅員=1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)；1層当り平均仕上り厚(50mm以下)(実数入力)=40 mm；材料=再生密粒度アスコン（13）；瀝青材料種類=プライムコート PK-3；費用の内訳=全ての費用；	m 2		1	

見積参考資料

工事名	令和 8 年度木曽川右岸施設 P C 管試掘工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名称	単位	数量		
漏水補修工		式		1						
型枠		式		1		型枠 型枠の種類=一般型枠；構造物の種類=鉄筋・無筋構造物；	m 2	1		
コンクリート打設	早強 21-8-25	m3		1.5		< 1 m3当り > コンクリート 構造物種別=無筋・鉄筋構造物；打設工法=人力打設； コンクリート規格=21-8-25(早強)；養生工の種類=養生無し；現場内小運搬の有無=無し；費用の内訳=全ての費用；	m 3	1		
無指定仮設工		式		1						
軽量鋼矢板たて込み、引抜き（両側分）	掘削深2.0m以下					軽量鋼矢板たて込み（両側分） 掘削深2.0m以下	m	1		
		式		1		軽量鋼矢板引抜き（両側分） 掘削深2.0m以下	m	1		
軽量鋼矢板賃料	3型 L=2.5m					軽量鋼矢板賃料 LSP2型 9日	t	1.42		
		式		1		軽量鋼矢板整備費	t	1.42		
アルミ腹起材設置撤去	1段 掘削深2.0m以下					土木一般世話役	人	0.7		
		式		1		特殊作業員	人	0.7		
アルミ腹起材賃料	W80×H130×L3000					普通作業員	人	2.1		
		式		1		アルミ腹起材賃料（基本料） W70～80×H115×130×L	本	4		
アルミ水圧サポート設置撤去	1段 掘削深2.0m以下					アルミ腹起材賃料 1段 9日 W80×H130×L3000	本	4		
		式		1		土木一般世話役	人	0.4		
						特殊作業員	人	0.4		
		式		1		普通作業員	人	1.2		

見積参考資料

工事名	令和 8 年度木曽川右岸施設 P C 管試掘工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名称	単位	数量		
アルミ水圧サポート賃料	調整長1100～1800 mm	式		1		アルミ水圧サポート賃料（基本料） 調整長1100～180	本	1		
						アルミ水圧サポート賃料 調整長1100～1800 9日	本	1		
手動式水圧ポンプ賃料	タンク容量15～19 L	式		1		手動式水圧ポンプ賃料（基本料） タンク容量15～19L	台	1		
						手動式水圧ポンプ賃料 タンク容量15～19L 9日	台	1		
排水ポンプ設置撤去		式		1		ポンプ設置・撤去	箇所	1		
排水ポンプ運転	作業時排水 0以上 40(m3/h)未満	式		1		ポンプ運転 排水量区分=0以上40(m3/h)未満；排水方法=作業時 排水；	日	2		
交通誘導警備員		人日		3						
直接工事費		式		1						
共通仮設費		式		1						
共通仮設費		式		1						
運搬費		式		1						

見積参考資料

工事名	令和 8 年度木曽川右岸施設 P C 管試掘工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名称	単位	数量		
軽量鋼矢板運搬 基地～試掘②～基地	H=2. 5m L=10. 1km	式				仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 発注機関区分=関東・中部・近畿；片道運搬距離(実数 入力)=6. 6 km；製品長区分=12m以内；運搬割増率= 各種(実数入力)；運搬割増率(実数入力)=0 無；そ の他の諸料金の有無=無；	t	1		
				1		仮設材等の積込み，取卸し費 作業区分=積込み，取卸し(片道分)；	t	1		
アルミ腹起材運搬 基地～試掘②～基地	1段分 L=10. 1km	式				仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 発注機関区分=関東・中部・近畿；片道運搬距離(実数 入力)=6. 6 km；製品長区分=12m以内；運搬割増率= 各種(実数入力)；運搬割増率(実数入力)=0 無；そ の他の諸料金の有無=無；	t	1		
				1		仮設材等の積込み，取卸し費 作業区分=積込み，取卸し(片道分)；	t	1		
現場環境改善費（率計上）		式		1						
共通仮設費（率計上）		式		1						
純工事費		式		1						
現場管理費		式		1						
工事原価		式		1						
一般管理費等		式		1						

見積参考資料

工事名	令和 8 年度木曽川右岸施設 P C 管試掘工事					(当 初)	工種区分	道路維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項				
						名 称		単位	数量	
工事価格		式		1						
消費税相当額		式		1						
工事費計		式		1		建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。				

見積参考資料（管理費区分一覧表）

凡 例	管理費区分1 共通仮設費のみ非対象		管理費区分2 工場管理費・一般管理費の対象		管理費区分5 一般管理費等対象		管理費区分7 間接労務費対象労務費		
	管理費区分9 率計算の非対象		管理費区分T 処分費等の対象にする						
○：該当する管理費区分が含まれている									
工事名		令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事（ 当 初 ）				事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
細別名称		規格	単位	数量	管理費区分 1 管理費区分 T	管理費区分 2	管理費区分 5	管理費区分 7	管理費区分 9
残土処分費			m3	1.5	○				
アスファルト殻処分費			t	1.6	○				

【見積参考資料】概略工程表

工事名：令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事

																				備考
		10月						11月						12月						
準備		■																		
試掘調査工								■												
後片付け										■										
制約条件	関係機関協議	■																		

令和 8 年度木曾川右岸施設 P C 管試掘工事

参 考 図

令和 8 年 9 月

独立行政法人水資源機構
木曾川中下流用水総合管理所

令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事

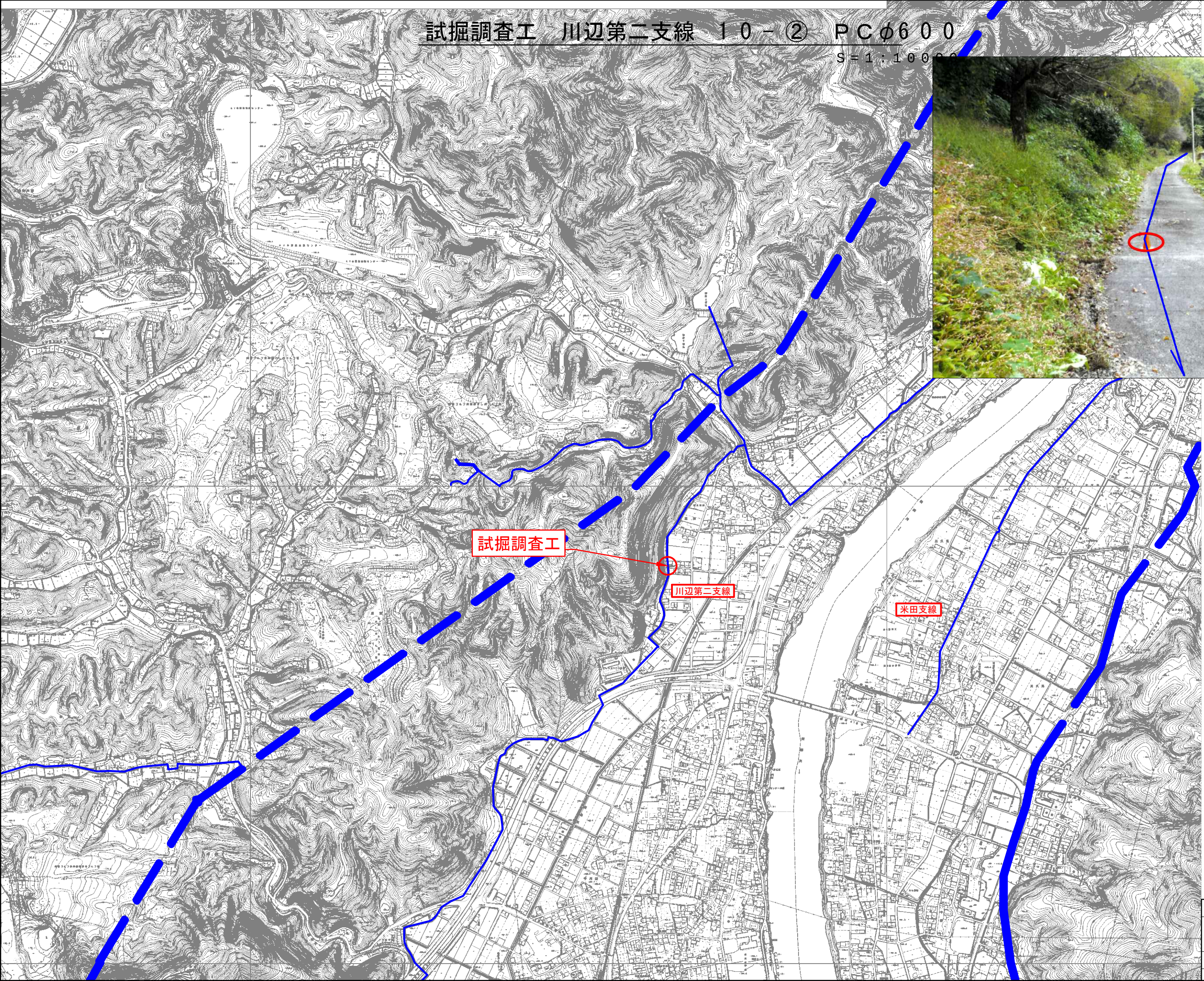
図 面 目 録

図 面 名 称	登録番号	整理番号
位 置 図	K14-230-3231	US26-3-5314
土工標準断面図	K14-230-3232	US26-3-5315
既設P C補修構造図	K14-230-3233	US26-3-5316
機能回復工	K14-260-3234	UG26-3-5317

令和8年度木曾川右岸施設P C管試掘工事

図 面 目 録
(参考図)

図 面 名 称	登録番号	整理番号
試掘調査工 川辺第二支線 10-② P C φ 600	—	参-01
無指定仮設工土留構造図	—	参-02



試掘調査工 川辺第二支線 10-② PCφ600

S=1:10000



試掘調査工

川辺第二支線

米田支線

工事名 令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事

名称 (参考図) 試掘調査工 川辺第二支線
10-② PCφ600

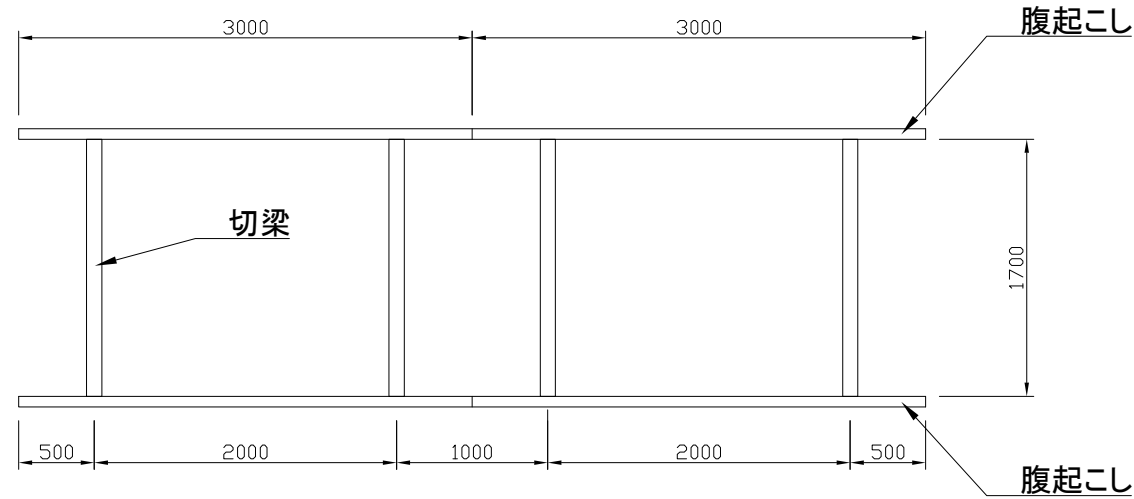
登録番号 ー 整理番号 参-01

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所

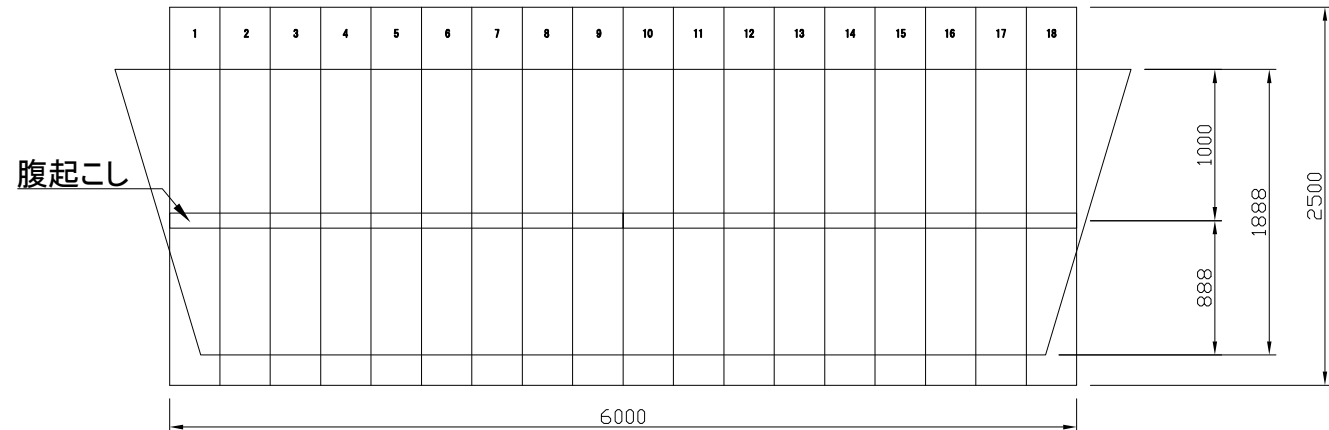
(参考図) 無指定仮設工土留構造図

掘削調査工

平面図



断面図



名称	数量
軽量鋼矢板 3型	2.5m×18枚×2×21.6kg/m =1944kg
アルミ腹起こし W80×H130×L3000	6.0m×2=12.0m
切梁 アルミ水圧サポート 調整長1100～1800	1.7m×4本=6.8m

〈注意事項〉

- 適用
この図面は、令和8年度木曽川右岸施設PC管
試掘工事の無指定仮設工土留構造図に適用する。
- 単位
構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。

工事名 令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工事			
名 称 (参考図) 無指定仮設工土留構造図			
登録番号	—	整理番号	参-02
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所			

請 書

1 件 名 令和8年度木曽川右岸施設P C管試掘工事

2 場 所 岐阜県加茂郡川辺町石神地内

3 期 間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日まで

4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月15日に交付された件名:令和8年度木曽川右岸施設PC管試掘工
事の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者 } = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者 } = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。